

令和 7 年 2 月 1 3 日

国民健康保険運営協議会資料

国民健康保険事業について（諮問）

【諮問事項】

1. 医療分保険料及び後期高齢者支援金分保険料の賦課限度額の改正について

(諮問の背景と見直し案)

1. 賦課限度額の改正について

(1) 賦課限度額設定の必要性

保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があり、一方で、受益との関係において、受益を大きく上回る負担（医療機関を受診した際に受ける医療給付を大幅に上回る保険料）が課されると、保険に加入している意義を見いだせなくなり、保険料の支払い意欲や、制度及び事業の円滑な運営に支障をきたすことが懸念されるため、国民健康保険法施行令（以下「施行令」という。）において、被保険者の保険料負担に一定の上限額を定めています。

賦課の最高限度額

・医療分	=65 万円以下(施行令第 29 条の 7 第 2 項第 9 号)
・後期高齢者支援金分	=24 万円以下(施行令第 29 条の 7 第 3 項第 8 号)
・介護分	=17 万円以下(施行令第 29 条の 7 第 4 項第 8 号)

(2) 賦課限度額設定の考え方

現在、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行等による被保険者数の大幅減により保険給付費総額は減少傾向となる見通しですが、今後も高齢化や医療技術の高度化等により、一人当たり医療費は高止まりし、保険料算定の根拠となる被保険者の所得は十分に伸びない傾向にあります。このような状況下では、高所得層に応分の負担を求めることで、中低所得層に配慮した保険料を設定することが求められています。

社会保障の負担のあり方については、平成 25 年 8 月の『社会保障制度改革国民会議報告書』により、「年齢別」から「負担能力別」に切り替える考え方が示されました。特に国民健康保険においては、「相当の高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みを改め、保険料の賦課限度額を引き上げるべき」であると同時に、「低所得者に対する保険料軽減措置の拡充を図るべき」であると記されたところです。

このような考え方のもと、このたび「令和 7 年度税制改正大綱」（令和 6 年 12 月閣議決定）において、国民健康保険税の賦課限度額と軽減判定所得基準額を引上げる方針が決定されました。賦課限度額については、医療分を 65 万円から 66 万円に 1 万円引上げ、後期高齢者支援金分を 24 万円から 26 万円に 2 万円引上げ、介護分を 17 万円据置き、賦課限度額合計を 106 万円から 109 万円にすることとされています。これに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、施行令の一部が改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行される予定です。

(3) 見直しについての考え方（事務局案）

現在、本市では、施行令に定める上限額と同額まで保険料を賦課しています。

保険料の賦課限度額を見直すことにより、被保険者間の保険料負担の公平性の確保と、中低所得層の負担軽減を図ることが可能であるため、本市においても、国の改正内容に基づき、令和 7 年度から医療分を 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金分の賦課限度額を 24 万円から 26 万円に引上げるよう、見直しを行うこととします。

つきましては、貴協議会の意見を求めます。

国民健康保険料の賦課限度額の改定経過

年度	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	合計
H20	470,000	120,000	90,000	680,000
H21	470,000	120,000	100,000	690,000
H22	500,000	130,000	100,000	730,000
H23	510,000	140,000	120,000	770,000
H24	510,000	140,000	120,000	770,000
H25	510,000	140,000	120,000	770,000
H26	510,000	160,000	140,000	810,000
H27	520,000	170,000	160,000	850,000
H28	540,000	190,000	160,000	890,000
H29	540,000	190,000	160,000	890,000
H30	580,000	190,000	160,000	930,000
R1	610,000	190,000	160,000	960,000
R2	630,000	190,000	170,000	990,000
R3	630,000	190,000	170,000	990,000
R4	650,000	200,000	170,000	1,020,000
R5	650,000	220,000	170,000	1,040,000
R6	650,000	240,000	170,000	1,060,000
R7	660,000	260,000	170,000	1,090,000

※ 後期高齢者支援金分は、平成20年度に制度が導入された。

※ 介護納付金分は、平成12年度に制度が導入された。

※ 網掛け太字を施した欄は、限度額を新たに設定または改定した年度。

※ R7年度は、予定を記している。

賦課限度額の改定による限度額超過世帯への影響

※ R6.12月末時点、R7料率案で算定

【医療給付費分】

賦課限度額	限度額超過世帯数	限度超過額に達する所得(単位:円)	
65万円(現行)	152世帯(1.79%)	1人世帯	7,743,000
		2人世帯	7,310,000
66万円(改正後)	150世帯(1.77%)	1人世帯	7,866,000
		2人世帯	7,433,000

【後期高齢者支援金分】

賦課限度額	限度額超過世帯数	限度超過額に達する所得(単位:円)	
24万円(現行)	130世帯(1.53%)	1人世帯	8,601,000
		2人世帯	8,164,000
26万円(改正後)	114世帯(1.34%)	1人世帯	9,342,000
		2人世帯	8,905,000

【介護納付金分】

賦課限度額	限度額超過世帯数	限度超過額に達する所得(単位:円)	
17万円(現行) (改正なし)	112世帯(3.04%)	1人世帯	5,863,000
		2人世帯	5,430,000

※「限度超過額に達する所得」は、基礎控除43万円を差し引く前の総所得額金額です。

軽減判定基準所得の拡充による軽減該当世帯数への影響

軽減割合	国保加入者数					
	1人	2人	3人	4人	5人	
【現行】 7割	43万円	43万円	43万円	43万円	43万円	
29.5万円×加入者数+43万円 5割	72.5万円	102万円	131.5万円	161万円	190.5万円	+(給与所得者等の数-1)×10万円
54.5万円×加入者数+43万円 2割	97.5万円	152万円	206.5万円	261万円	315.5万円	
↓						
【改正後】 5割	73.5万円	104万円	134.5万円	165万円	195.5万円	+(給与所得者等の数-1)×10万円
30.5万円×加入者数+43万円 2割	99万円	155万円	211万円	267万円	323万円	
56万円×加入者数+43万円						

※ 軽減制度拡充影響世帯数(R7料率案で試算:R6.12月末現在、全世帯:医療・支援 8,494世帯、介護 3,681世帯)

【現行】	7割軽減	構成比	5割軽減	構成比	2割軽減	構成比	軽減世帯計	構成比
医療・支援	2,766	32.56%	1,140	13.42%	973	11.46%	4,879	57.44%
介護	1,377	37.41%	490	13.31%	304	8.26%	2,171	58.98%

【改正後】	7割軽減	構成比	5割軽減	構成比	2割軽減	構成比	軽減世帯計	構成比
医療・支援	2,766	32.56%	1,175	13.83%	986	11.61%	4,927	58.01%
介護	1,377	37.41%	501	13.61%	305	8.29%	2,183	59.30%

<影響比較>	7割軽減	構成比	5割軽減	構成比	2割軽減	構成比	軽減世帯計	構成比
医療・支援	増減なし	—	35	0.41%	13	0.15%	48	0.57%
介護	増減なし	—	11	0.30%	1	0.03%	12	0.33%